

(証券コード 5341)

2026年2月10日

株 主 各 位

大阪府中央区常盤町一丁目3番8号

ASAHI EITO ホールディングス 株式会社

代表取締役会長兼

社長グループCEO

星 野 和 也

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.asahieito-holdings.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、TOPページより「IR情報」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5341/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ASAHI EITOホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「5341」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年2月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2026年2月25日（水曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2026年2月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか（8階 第6会議室）
（会場が前回と異なっておりますので、お間違いないようご注意ください。末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第75期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
 - 第3号議案 大規模買付ルール（買収防衛策）の継続の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイト並びに東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

「インターネットによる議決権行使のご案内」

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片に記載のQRコード^{※1}をスマートフォン等^{※2}でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切に扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2026年2月25日（水曜日）午後5時30分となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権をインターネットと書面（郵送）の双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

以 上

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されている必要があります。

事 業 報 告

(2024年12月 1 日から)
(2025年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しが見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、一方で米国の通商政策による景気の下振れリスク、物価上昇の継続が依然として個人消費に影響を及ぼし、先行きの不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の中、当社グループは、引き続き『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

当連結会計年度においては、当連結会計年度より本格的に取り組みを開始しましたホームセンター等の催事営業による太陽光蓄電池事業の受注実績が堅調に推移し、また、希ガス事業を開始するなど新たな収益源の獲得に積極的に取り組んで参りました。しかしながら、原材料価格の高騰や円安の影響による売上原価の上昇を受けたため、収益を回復するまでに至りませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,336百万円(前期比9.3%増加)、営業損失は272百万円(前期は320百万円の営業損失)、経常損失は286百万円(前期は318百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は340百万円(前期は374百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。セグメントごとの経営成績は、以下のとおりであります。

イ. 住まい事業

住まい事業では、衛生機器・洗面機器の販売及び建築仕上塗材の販売を行っております。売上高は2,670百万円(前期比6.8%増加)、営業損失は315百万円(前期は349百万円の営業損失)となりました。

ロ. 暮らし事業

暮らし事業では、太陽光発電及び蓄電池システムの施工販売、施設管理並びに不動産販売を行っております。売上高は1,660百万円(前期比13.6%増加)、営業利益は22百万円(前期比11.0%増加)となりました。

ハ. 投資事業

投資事業では、M&A及び不動産賃貸を行っております。売上高は6百万円(前期比増減なし)、営業利益は3百万円(前期比3百万円増加)となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において、新たに実施いたしました重要な設備投資はありません。

③資金調達の状況

当連結会計年度において、第10回新株予約権が7,232個権利行使されたことにより、253百万円の資金調達を行っております。

④重要な組織再編等の状況

当連結会計年度において、簡易株式交換により当社の連結子会社であるアサヒエレベーション株式会社の株式を全部取得し、同社は当社の完全子会社となりました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 72 期 (2021. 12～ 2022. 11)	第 73 期 (2022. 12～ 2023. 11)	第 74 期 (2023. 12～ 2024. 11)	第 75 期 (当連結会計年度) (2024. 12～ 2025. 11)
売 上 高 (百万円)	2, 282	3, 517	3, 967	4, 336
経 常 損 失 (△) (百万円)	△158	△488	△318	△286
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△163	△623	△374	△340
1株当たり当期純損失(△) (円)	△49. 46	△153. 76	△74. 55	△57. 39
総 資 産 (百万円)	2, 072	2, 787	2, 551	2, 573
純 資 産 (百万円)	1, 210	1, 174	1, 087	1, 041
1株当たり純資産額 (円)	321. 75	216. 55	169. 44	138. 53

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 72 期 (2021. 12～ 2022. 11)	第 73 期 (2022. 12～ 2023. 11)	第 74 期 (2023. 12～ 2024. 11)	第 75 期 (当事業年度) (2024. 12～ 2025. 11)
売 上 高 (百万円)	1, 800	1, 091	170	217
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△173	△254	17	19
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△193	△367	△582	△332
1株当たり当期純損失(△) (円)	△58. 47	△90. 60	△115. 80	△56. 06
総 資 産 (百万円)	1, 928	1, 807	1, 446	1, 435
純 資 産 (百万円)	1, 202	1, 400	1, 197	1, 206
1株当たり純資産額 (円)	323. 76	275. 45	193. 04	164. 97

(注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。

2. 2023年6月1日付で商号変更を行い、新設分割により持株会社へ移行しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
アサヒ衛陶株式会社	10,000千円	100.00%	衛生機器及び洗面機器の製造・販売
VINA ASAHI CO., LTD.	42,351千円	100.00%	住宅設備機器の販売
株式会社アサヒノーブルガス	50,000千円	100.00%	産業ガスの輸入販売
アサヒニノス株式会社	24,660千円	51.84%	不動産事業
山本窯業化工株式会社	97,500千円	100.00%	建築仕上塗材の開発・製造・販売
アサヒエレベーション株式会社	3,000千円	100.00%	住宅設備機器の施工及び建築物の内外装
フラグシップス株式会社	5,000千円	100.00%	ドローンスクール、保育園運営、ビル管理組合運営
株式会社アサヒピュアケミ	10,000千円	34.00%	希ガス関連の技術指導及び輸入販売

- (注) 1. 株式会社アサヒホームテクノは、2025年11月4日付で株式会社アサヒノーブルガスに商号変更しております。
2. アサヒニノス株式会社は、2025年5月26日付で増資を行い、資本金が増加しております。
3. 当社は、2025年11月7日付で簡易株式交換によりアサヒエレベーション株式会社の株式を全部取得し、完全子会社といたしました。
4. 株式会社アサヒピュアケミは、重要性が増したため、重要な子会社を含めております。
5. 当事業年度の末日において、特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しが見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、一方で米国の通商政策による景気の下振れリスク、物価上昇の継続が依然として個人消費に影響を及ぼし、先行きの不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の中、当社グループは、引き続き『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

しかしながら、当連結会計年度においても世界的な情勢不安、大幅な円安による原材料価格高騰の影響を受ける等、国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

この対処すべき課題に対して、当社グループは、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

・今後の事業戦略について

当社グループは、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新たな事業を展開する事業多様化戦略の下で収益拡大を目指して参りました。その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」、「催事営業グループ」を創設し、各グループ企業の協力体制の元、2024年10月から「リフォーム・リノベーション事業」を開始しました。

また、当連結会計年度よりホームセンター等における太陽光・蓄電池設備の催事営業を本格的に開始し、徐々に契約件数も増加しております。住環境設備以外では新たに希ガス事業も開始し、販路拡大を目指して取り組んでおります。

引き続き、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めることで収益改善を図って参ります。

・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤構築のために、当社は2025年11月21日開催の取締役会において、2025年12月8日を割当日とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、新株式発行による資金調達を実施するとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

(5) 主要な事業内容（2025年11月30日現在）

当社グループは、衛生機器（衛生陶器、附属器具、水洗便器セット、その他関連機器）・洗面機器（洗面化粧台、化粧鏡、天板、その他関連機器）の製造、仕入、販売及び建築仕上塗材の販売並びに太陽光発電及び蓄電池システムの施工販売等を行っております。

当社グループは、提供する製品・サービスの類似性等により事業セグメントを認識しており、「住まい事業」、「暮らし事業」、「投資事業」の3つを報告セグメントとしております。

各事業の概要は下記のとおりであります。

住まい事業：衛生機器・洗面機器の販売及び建築仕上塗材の販売

暮らし事業：太陽光発電及び蓄電池システムの施工販売、施設管理並びに不動産販売

投資事業：M&A及び不動産賃貸

(6) 主要な事業所（2025年11月30日現在）

① 当社の主要な事業所

名	称	所	在	地
本	社	大	阪	市 中 央 区

② 子会社の事業所

名	称	所	在	地
ア	サ ヒ 衛 陶 株 式 会 社	大	阪	市 中 央 区
V I N A	A S A H I C O . , L T D .	ベ	ト	ナ ム 社 会 主 義 共 和 国
株 式 会 社	アサヒノーブルガス	大	阪	市 中 央 区
ア	サ ヒ ニ ノ ス 株 式 会 社	大	阪	市 中 央 区
山	本 窯 業 化 工 株 式 会 社	大	阪	府 吹 田 市
ア	サ ヒ エ レ ベ ー シ ョ ン 株 式 会 社	福	岡	市 中 央 区
フ	ラ グ シ ッ プ ス 株 式 会 社	大	阪	府 枚 方 市
株 式 会 社	アサヒピュアケミ	東	京	都 北 区

(注) 株式会社アサヒホームテクノは、2025年11月4日付で株式会社アサヒノーブルガスに商号変更しております。

(7) 使用人の状況 (2025年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
住まい事業	94名(7名)	4名減(1名減)
暮らし事業	52名(17名)	7名増(5名増)
投資事業	一名(一名)	一名(一名)
合計	146名(24名)	3名増(4名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

当社は純粋持株会社であるため従業員はおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年11月30日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策金融公庫	299
株式会社池田泉州銀行	106
枚方信用金庫	92
株式会社りそな銀行	58
京都中央信用金庫	38
株式会社福岡中央銀行	27
株式会社西日本シティ銀行	3

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年11月30日現在）

① 発行可能株式総数 18,000,000株

② 発行済株式の総数 6,544,419株

(注) 新株予約権の権利行使及び株式交換による新株式の発行により、発行済株式の総数は965,750株増加しております。

③ 株主数 2,394名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
GLOBAL SEMICONDUCTOR SPECIAL GAS LIMITED	952,000	14.55
瀬戸口正章	367,550	5.62
楽天証券株式会社共有口	207,800	3.18
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	183,700	2.81
株式会社ワブ	173,500	2.65
SCBHK AC-CHINA GALAXY INTERNATIONAL SECURITIES (HONG KONG) CO., LIMITED-CLIENT ACCOUNT	141,800	2.17
星野和也	135,600	2.07
上田八木短資株式会社	125,200	1.91
金井和彦	122,000	1.86
江田尚之	115,000	1.76

(注) 持株比率は、自己株式(2,231株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権 の数	発行価額	権利行使 価額	権利行使期間
第7回新株予約権 (ストック・オプション)	3,192個	1株当たり 13.70円	1株当たり 556円	2022年12月5日から 2032年12月4日まで
第8回新株予約権 (ストック・オプション)	1,740個	1株当たり 22.25円	1株当たり 750円	2023年3月16日から 2033年3月15日まで
第9回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	1,450個	無償	1株当たり 1円	2023年3月17日から 2053年3月16日まで
第10回新株予約権	1,430個	1株当たり 1.24円	1株当たり 350円	2024年9月10日から 2026年9月9日まで
第11回新株予約権 (ストック・オプション)	1,647個	1株当たり 51.08円	1株当たり 334円	2025年7月22日から 2035年7月21日まで

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類および数は、当社普通株式100株であります。

② 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (監査等委員である取締役および 社外取締役を除く)	
	新株予約権の数および 目的となる株式の数	保有者数
第7回新株予約権 (ストック・オプション)	2,196個 (219,600株)	4名
第8回新株予約権 (ストック・オプション)	1,625個 (162,500株)	4名
第9回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	1,450個 (145,000株)	3名
第11回新株予約権 (ストック・オプション)	1,477個 (147,700株)	4名

(注) 監査等委員である取締役および社外取締役による保有はございません。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	交付者数		新株予約権の数および 目的となる株式の数
第11回新株予約権 (ストック・オプション)	当社使用人	一名	一個 (一株)
	子会社の役員 および使用人	4名	170個 (17,000株)

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年11月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 グ ル ー プ C E O	星 野 和 也	株式会社アサヒノーブルガス 代表取締役 セブンスター貿易株式会社 代表取締役 eightloop株式会社 取締役 枚方パートナーシップス株式会社 代表取締役
取 締 役	浅 野 宣 之	AZアドバイザー株式会社 取締役
取 締 役	上 野 泰 志	アサヒ衛陶株式会社 取締役専務執行役員 VINA ASAHI Co., Ltd. 代表取締役 山本窯業化工株式会社 代表取締役
取 締 役	成 田 豊	アサヒニノス株式会社 取締役 株式会社アサヒピュアケミ 代表取締役 リベラルファイン株式会社 代表取締役
取 締 役	田 中 威 之	株式会社快縁 代表取締役 株式会社京織 代表取締役
取 締 役	紀 斌 昆	株式会社アサヒピュアケミ 代表取締役
取締役(監査等委員)	三 村 淳 司	三村公認会計士事務所 代表 株式会社リライズ・パートナーズ 代表取締役 株式会社アジュバンホールディングス 社外取締役
取締役(監査等委員)	米 津 航	米津法律事務所 弁護士
取締役(監査等委員)	棟 朝 英 美	アサヒ衛陶株式会社 監査役 棟朝英美税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会が内部監査室との連携を強化して、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

3. 取締役(監査等委員)三村淳司氏は、公認会計士としての専門的見地から、財務、会計全般に関する知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)米津航氏は、弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス等企業統治に対する知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)棟朝英美氏は、大阪国税局、税務署長の経験、税理士としての専門的見地から、税務、財務会計に対する知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

② 当事業年度中の取締役の異動

- イ. 2025年2月27日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、取締役 何君雄氏は任期満了により退任いたしました。
- ロ. 2025年2月27日開催の第74回定時株主総会において、取締役 紀斌昆氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同様。)の報酬は、各取締役の業績への貢献や業務執行状況等を勘案して決定することとし、その内容は月例の固定報酬及び非金銭報酬等から構成されるものとする。

なお、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

２．取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の個人別の報酬等については、以下のように決定・支給することとする。

- ・ 固定報酬

毎月一定の金額を支給することとし、各取締役の役位・職責・在任年数に応じて、当社の業績・従業員の給与水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定することとする。

- ・ 業績連動報酬等

当社は、業績連動報酬等を支給しておりません。

- ・ 退職慰労金

2023年２月まで、内規に基づき毎月一定の金額の積み立てを行い、退任時に株主総会で退職慰労金の支給について決議を行った上で、取締役会にて業績への貢献や業務執行状況等を勘案し、具体的な支給金額の決議を行った後に支給を行うこととしておりましたが、2023年２月27日開催の定時株主総会にてご決議いただき、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行へ変更となったことに伴い、役員退職慰労金制度を廃止しております。

- ・ 非金銭報酬等

非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストック・オプションであります。また、当事業年度の末日における役員の保有状況は「２．（２）② 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

３．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けることとする。その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会にて定めた報酬等総額の限度額の範囲内での固定報酬の決定についてである。これらの権限を委任した理由は、代表取締役が各取締役の職責を評価し報酬額を決定することが適していると判断したためであります。

ロ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬額につき代表取締役が算定した金額・内容については、社外取締役である監査等委員である取締役が問題ないことを確認した上で決定していることから、取締役会としては当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		固 定 報 酬	業績連動報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	41,595 (450)	41,595 (450)	— (—)	— (—)	7名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	48,795 (7,650)	48,795 (7,650)	— (—)	— (—)	10名 (4名)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は600千円であります。
3. 業績の低迷を受け、役員報酬額を役位に応じて減額しております。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額80百万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名であります。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額20百万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。
6. 取締役の報酬等の額には、2025年2月27日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名(うち社外取締役1名)の在任中の報酬等の額が含まれております。
7. 取締役会は、代表取締役社長兼会長CEO星野和也に対し各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職責を評価し報酬額を決定することは代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役である監査等委員である取締役が問題ないことを確認しております。

イ. 重要な兼職先と当社との関係

ロ. 当事業年度の主な活動状況

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 監査法人アリア
- ② 報酬等の額

	支 払 額
	千円
・当事業年度に係る報酬等の額	21,463
・当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	21,463

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アリアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての整備状況および当該体制の運用状況は次のとおりであります。

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、使用人を含めた行動指針として法令遵守、社会規範、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、取締役、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の構築および維持向上を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報および文書の取扱いについて、文書取扱規程に従い保存および管理することとする。

取締役は、これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社の損失の危険については、リスク管理に関する基本方針をリスク管理規程に定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築する。各部門はリスク管理規程に定義されたリスクに対して管理を行い、経営管理部が各部門のリスク管理を横断的に管理・支援する。内部監査室は、各部門が効果的にリスク管理を行えるよう助言・調整を行うとともに、経営管理部と連携して実施状況の監査を行うものとする。

また経営上重要な事項については、リスク管理規程に従い執行役員会において定期的に審議を行うほか、取締役会に報告を行うものとする。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催して、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定を行うものとする。

取締役、執行役員および取締役が必要と認めた者により構成される執行役員会を毎月定期的に開催し、経営に重要な影響を及ぼす事項または全社に関係する重要な事項の審議を行うとともに、各部署の主要な施策と事業計画に関する予算実績の進捗状況の確認を行うものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社における業務の適正を確保するために、共通の経営理念および行動指針の周知徹底を取締役・使用人に図る。また、「関係会社管理規程」を制定し、子会社の管理運営体制を構築している。

子会社の取締役・使用人が、重大な法令・定款違反および不正行為を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、当社取締役会に報告する。当社取締役会は、当該事項について審議を行い、必要と認める場合、子会社に対し適切な措置を講じるように指示する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く体制と当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の人選、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ることとする。

また、当該使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

当社および子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および子会社に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告することとする。

また、当社および子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員会から業務の執行に関する事項およびその他の重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応するものとする。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社および子会社の役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は業務上重要な会議への出席および議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および重要な使用人から、個別ヒアリングの機会を設けるとともに、定期的に監査法人および内部監査室との意見交換を行い、必要に応じて代表取締役と意見交換を行うことができる。

11. 当該体制の運用状況

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会の議決権を有する監査等委員の職務の執行による監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の充実に努めております。内部監査室は、監査等委員および会計監査人と連携して内部監査計画に基づき、財務に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに必要に応じて改善策の指導・支援を行っております。

また、内部監査室は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、取締役・使用人に対しコンプライアンスに関する研修を実施するなど啓蒙活動を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

2023年2月27日開催の第72回定時株主総会においてご決議いただきました「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに当社株式の大規模買付ルール（買収防衛策）」に従って対応いたします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに当社

株式の大規模買付ルール（買収防衛策）の導入が必要であるとの結論に達しました。

Ⅲ. 取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、ます。なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反する虞がある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様我问うべく、当社株主総会を招集することができるものとし、ます。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、ます。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたし、ます。

連結貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,737,986	流 動 負 債	728,606
現金及び預金	525,088	支払手形及び買掛金	331,340
電子記録債権	87,734	短期借入金	3,686
受取手形及び売掛金	612,729	1年内返済予定の 長期借入金	101,962
商品及び製品	363,465	未払金	165,626
仕掛品	22,180	未払費用	44,206
原材料	75,373	未払法人税等	23,188
前渡金	13,727	未払消費税等	21,550
その他	59,208	賞与引当金	1,261
貸倒引当金	△21,521	製品保証引当金	7,625
固 定 資 産	835,286	そ の 他	28,159
有形固定資産	612,771	固 定 負 債	803,243
建物	78,239	長期借入金	581,100
車両運搬具	0	退職給付に係る負債	165,595
工具、器具及び備品	13,495	役員退職慰労引当金	1,800
土地	512,242	預り営業保証金	29,860
リース資産	8,795	そ の 他	24,886
無形固定資産	73,010	負 債 合 計	1,531,849
のれん	70,832	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	2,177	株 主 資 本	926,410
投資その他の資産	149,504	資 本 金	2,553,874
投資不動産	59,386	資 本 剰 余 金	1,026,894
投資有価証券	2,133	利 益 剰 余 金	△2,652,311
出資金	370	自 己 株 式	△2,046
差入保証金	69,590	その他の包括利益累計額	△20,122
生命保険積立金	1,087	そ の 他 有 価 証 券	597
破産更生債権等	71,789	評 価 差 額 金	
その他	16,935	為替換算調整勘定	△20,720
貸倒引当金	△71,789	新株予約権	126,744
資 産 合 計	2,573,273	非支配株主持分	8,390
		純 資 産 合 計	1,041,423
		負債及び純資産合計	2,573,273

連結損益計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,336,907
売 上 原 価		2,998,981
売 上 総 利 益		1,337,925
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,610,231
営 業 損 失		272,305
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	450	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,234	
そ の 他	10,985	21,669
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,269	
そ の 他	27,979	36,249
経 常 損 失		286,885
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,893	
減 損 損 失	1,415	4,308
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		291,193
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	28,941	
法 人 税 等 調 整 額	△706	28,234
当 期 純 損 失		319,427
非支配株主に帰属する当期純利益		21,358
親会社株主に帰属する当期純損失		340,786

連結株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,385,996	896,925	△2,311,525	△2,046	969,349
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	127,008	127,008			254,016
株式交換による 増 加	40,869	40,869			81,739
親会社株主に帰属する 当期純損失			△340,786		△340,786
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△37,908			△37,908
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	167,878	129,969	△340,786	—	△42,938
当連結会計年度末残高	2,553,874	1,026,894	△2,652,311	△2,046	926,410

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	213	△24,690	△24,477	120,989	21,263	1,087,124
当連結会計年度変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						254,016
株式交換による 増 加						81,739
親会社株主に帰属する 当期純損失						△340,786
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△37,908
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)	384	3,970	4,354	5,755	△12,872	△2,762
当連結会計年度変動額合計	384	3,970	4,354	5,755	△12,872	△45,701
当連結会計年度末残高	597	△20,720	△20,122	126,744	8,390	1,041,423

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

しかしながら、当連結会計年度においても世界的な情勢不安、大幅な円安による原材料価格高騰の影響を受ける等、国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況を早期に解消すべく、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

・今後の事業戦略について

当社グループは、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新たな事業を展開する事業多様化戦略の下で収益拡大を目指して参りました。その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」、「催事営業グループ」を創設し、各グループ企業の協力体制の元、2024年10月から「リフォーム・リノベーション事業」を開始しました。

また、当連結会計年度よりホームセンター等における太陽光・蓄電池設備の催事営業を本格的に開始し、徐々に契約件数も増加しております。住環境設備以外では新たに希ガス事業も開始し、販路拡大を目指して取り組んでおります。

引き続き、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めることで収益改善を図って参ります。

・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤構築のために、当社は2025年11月21日開催の取締役会において、2025年12月8日を割当日とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、新株式発行による資金調達を実施するとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であって、今後の事業の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、また新株予約権による資金調達についても計画通りの行使が確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

8社

アサヒ衛陶株式会社

VINA ASAHI CO., LTD.

株式会社アサヒノーブルガス

アサヒニノス株式会社

アサヒエレベーション株式会社

フラグシップス株式会社

山本窯業化工株式会社

株式会社アサヒピュアケミ

なお、株式会社アサヒホームテクノは、2025年11月4日付で株式会社アサヒノーブルガスに商号変更しております。

- ・ 連結の範囲の変更

前連結会計年度において非連結子会社でありました株式会社アサヒピュアケミは、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、VINA ASAHI CO., LTD. 及び山本窯業化工株式会社の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のないもの以外

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）および投資不動産

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～53年

工具、器具及び備品 2年～18年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、翌連結会計年度の支給予定額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間見合額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金

製品の保証に備えるため、無償修理実績率により引当金を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2023年3月からの株式報酬型ストック・オプション制度導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しており、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

住宅設備機器事業においては、主に衛生機器及び洗面機器の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品及び製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品及び製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

建設工事事業においては、主にリフォーム、リノベーション及び太陽光発電設備設置工事等を行っております。このような建設工事等については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短期な工事であることから、完全に履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（60か月）で均等償却しております。

(5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合に係る税効果の取扱いについて、当該子会社株式等を売却した企業の計算書類において、当該売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、従来、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額は修正しないこととしておりましたが、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を取り崩すこととしました。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において独立掲記しておりました「支払手数料」（当連結会計年度149千円）は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度から「営業外費用」の「その他」に含めております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	612,771千円
無形固定資産（のれんを除く）	2,177千円
のれん	70,832千円
減損損失	1,415千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、保有する固定資産のうち減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を正味売却価額又は使用価値まで減損処理しております。

今後の事業計画や市場環境の変動等により、資産の使用範囲の変更や回収可能価額を著しく低下する事象が生じた場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 棚卸資産評価損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	363,465千円
仕掛品	22,180千円
原材料	75,373千円
棚卸資産評価損	3,693千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、過去の販売・使用実績及び今後の販売・使用見込みから考えて収益性が低下していると思込まれる在庫については、社内規定に基づいて算出した評価損金額を帳簿価額から切り下げ、当該評価損金額を連結損益計算書に計上しております。

今後の在庫の販売・使用が減少することにより、収益性が低下していると思込まれる在庫が増加する場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金	20,000千円
建物	912千円
土地	507,871千円
投資不動産	59,386千円
計	588,170千円

なお、建物、土地及び投資不動産に対して極度額986,000千円の根抵当権を設定しております。

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	54,274千円
長期借入金	289,399千円
計	343,673千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

51,469千円

(3) 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
 なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

電子記録債権

728千円

受取手形

262千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	5, 578, 669	965, 750	—	6, 544, 419

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965, 750株は、新株予約権の行使による新株式の発行723, 200株及び株式交換に伴う新株式の発行242, 550株によるものであります。

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	2, 231	—	—	2, 231

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
第7回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	319, 200	—	—	319, 200	4, 373
第8回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	174, 000	—	—	174, 000	3, 871
第9回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	145, 000	—	—	145, 000	109, 910
第10回新株予約権	普通株式	2, 286, 000	—	2, 143, 000	143, 000	177
第11回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	—	164, 700	—	164, 700	8, 412

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により行う方針であります。デリバティブは為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な投資は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびに管理体制

営業債権である電子記録債権、受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、経営管理部にて債権管理規程に沿って相手先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングしリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場の価格変動リスク及び発行体の財務リスクに晒されております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、経営管理部にて月次に資金繰計画を作成して管理しております。なお、デリバティブは為替リスク管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	2,133	2,133	—
資産計	2,133	2,133	—
長期借入金	683,063	650,239	△32,823
負債計	683,063	650,239	△32,823

- (注) 1. 現金及び預金、電子記録債権、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金等は、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 「長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。
3. 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	0
その他	0
合計	0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	2,133	—	—	2,133
資産計	2,133	—	—	2,133

②時価をもって連結貸借対照表に計上しない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	650,239	—	650,239
負債計	—	650,239	—	650,239

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金は、元利合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	525,088	—	—	—
電子記録債権	87,734	—	—	—
受取手形及び売掛金	612,729	—	—	—
合計	1,225,552	—	—	—

(5) 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年内返済 (千円)	1年超2年以 内(千円)	2年超3年以 内(千円)	3年超4年以 内(千円)	4年超5年以 内(千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,686	—	—	—	—	—
長期借入金	101,962	147,690	86,917	87,136	70,615	188,740

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、栃木県において、賃貸用の倉庫（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
59,386千円	80,900千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産評価書に基づく金額であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	住まい事業	暮らし事業	投資事業	合計
衛生機器	1,231,454	—	—	1,231,454
洗面機器	741,402	—	—	741,402
建設工事等	697,781	1,135,389	—	1,833,170
サービス業	—	432,900	—	432,900
不動産事業	—	91,787	—	91,787
顧客との契約 から生じる収益	2,670,638	1,660,077	—	4,330,715
その他の収益	—	—	6,192	6,192
外部顧客への売 上高	2,670,638	1,660,077	6,192	4,336,907

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 138円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 57円39銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2025年11月21日開催の取締役会において決議しました当社の代表取締役会長兼社長グループCEOである星野和也氏（以下「星野氏」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行に関して、2025年12月8日に星野氏から本新株式に係る発行価額の総額の払込を受けております。

その概要は次のとおりであります。

本新株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	2025年12月8日
(2) 発 行 新 株 式 数	当社普通株式 300,000株
(3) 発 行 価 額	1株につき 300円
(4) 調 達 資 金 の 額	90,000千円
(5) 資 本 組 入 額	1株につき 150円
(6) 資 本 金 増 加 額	45,000千円
(7) 資 本 準 備 金 組 入 額	1株につき 150円
(8) 資 本 準 備 金 増 加 額	45,000千円
(9) 募 集 又 は 割 当 て 方 法 (割 当 先)	第三者割当の方法により星野氏に300,000株を割り当てました。
(10) 資 金 の 使 途	希ガス事業における設備投資資金及び運転資金等

(2) 新株予約権の行使

当社が2025年11月21日開催の取締役会において決議し、2025年12月8日に発行しました第12回新株予約権につき、2025年12月9日から2026年1月23日までに、以下のとおり行使されております。

(1) 行 使 新 株 予 約 権 個 数	4,550個（発行総数の7.6%）
(2) 交 付 株 式 数	当社普通株式 455,000株
(3) 行 使 価 額 総 額	107,370千円
(4) 未 行 使 新 株 予 約 権 数	55,450個
(5) 増 加 する 発 行 済 株 式 数	455,000株
(6) 資 本 金 増 加 額（※1、2）	53,748千円
(7) 資 本 準 備 金 増 加 額（※1、2）	53,748千円

※1. 資本金増加額、資本準備金増加額には、新株予約権の振替額63千円がそれぞれ含まれております。

※2. 上記の第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の行使の結果、2026年1月23日現在の発行済株式総数は7,299,419株、資本金は2,652,623千円、資本剰余金は1,125,643千円となっております。

14. その他の注記

追加情報

第1回無担保普通社債（少人数私募）の発行

当社は、2025年11月21日開催の取締役会において、EVO FUNDを割当予定先とする第1回無担保普通社債（少人数私募）の発行を決議しました。

その概要は次のとおりであります。

(1) 名 称	ASAHI EITOホールディングス株式会社 第1回無担保普通社債
(2) 社 債 の 総 額	150,000千円から、2025年12月8日に発行した第12回新株予約権の全部又は一部が2026年1月29日までに行使された場合、当該行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を控除（但し、3,750千円毎での控除とし、3,750千円に満たない額は控除の対象としません。）した金額
(3) 各 社 債 の 金 額	3,750千円
(4) 払 込 期 日	2026年1月30日
(5) 償 還 期 日	2028年12月11日
(6) 利 率	年率0.0%
(7) 発 行 価 額	額面100円につき金100円
(8) 償 還 価 額	額面100円につき金100円
(9) 償 還 方 法	満期一括償還
(10) 総 額 引 受 人	EVO FUND
(11) 資 金 使 途	希ガス事業における設備投資資金及び運転資金等

貸 借 対 照 表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	577,675	流 動 負 債	57,410
現金及び預金	212,128	1年内返済予定の 長期借入金	20,410
売 掛 金	24,090	前 受 金	567
短期貸付金	719,351	未 払 金	28,271
そ の 他	9,226	未 払 費 用	2,437
貸倒引当金	△387,120	未払法人税等	1,970
固 定 資 産	857,397	未払消費税等	2,916
有形固定資産	256,345	預 り 金	773
建 物	1,578	そ の 他	63
土 地	254,767	固 定 負 債	171,623
投資その他の資産	601,052	長期借入金	168,230
投資不動産	59,386	役員退職慰労引当金	1,800
投資有価証券	0	そ の 他	1,593
関係会社株式	522,597	負 債 合 計	229,033
差入保証金	19,067	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	1,435,073	株 主 資 本	1,079,295
		資 本 金	2,553,874
		資 本 剰 余 金	1,150,624
		資 本 準 備 金	1,150,624
		利 益 剰 余 金	△2,623,156
		その他利益剰余金	△2,623,156
		繰越利益剰余金	△2,623,156
		自 己 株 式	△2,046
		新 株 予 約 権	126,744
		純 資 産 合 計	1,206,039
		負債及び純資産合計	1,435,073

損 益 計 算 書

(2024年12月 1 日から)
(2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		217,392
売 上 原 価		2,605
売 上 総 利 益		214,786
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		203,234
営 業 利 益		11,552
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	8,008	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,234	
そ の 他	16,136	34,378
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,417	
そ の 他	23,999	26,417
経 常 利 益		19,513
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	115,095	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	234,228	349,323
税 引 前 当 期 純 損 失		329,810
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,100	3,100
当 期 純 損 失		332,910

株主資本等変動計算書

(2024年12月 1 日から)
(2025年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	2,385,996	982,746	982,746	△2,290,246	△2,290,246	△2,046	1,076,449
当 期 変 動 額							
新株の発行(新株 予約権の行使)	127,008	127,008	127,008				254,016
株式交換による 増 加	40,869	40,869	40,869				81,739
当 期 純 損 失				△332,910	△332,910		△332,910
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	167,878	167,878	167,878	△332,910	△332,910	—	2,845
当 期 末 残 高	2,553,874	1,150,624	1,150,624	△2,623,156	△2,623,156	△2,046	1,079,295

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	120,989	1,197,439
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		254,016
株式交換による 増 加		81,739
当 期 純 損 失		△332,910
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,755	5,755
当期変動額合計	5,755	8,600
当 期 末 残 高	126,744	1,206,039

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

しかしながら、当事業年度においても世界的な情勢不安、大幅な円安による原材料価格高騰の影響を受ける等、国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況を早期に解消すべく、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

・今後の事業戦略について

当社グループは、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新たな事業を展開する事業多様化戦略の下で収益拡大を目指して参りました。その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」、「催事営業グループ」を創設し、各グループ企業の協力体制の元、2024年10月から「リフォーム・リノベーション事業」を開始しました。

また、当事業年度よりホームセンター等における太陽光・蓄電池設備の催事営業を本格的に開始し、徐々に契約件数も増加しております。住環境設備以外では新たに希ガス事業も開始し、販路拡大を目指して取り組んでおります。

引き続き、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めることで収益改善を図って参ります。

・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤構築のために、当社は2025年11月21日開催の取締役会において、2025年12月8日を割当日とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、新株式発行による資金調達を実施するとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であって、今後の事業の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、また新株予約権による資金調達についても計画通りの行使が確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のないもの以外

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産および投資不動産

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

3～53年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2023年3月からの株式報酬型ストック・オプション制度導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しており、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるために、関係会社の財政状態等を勘案し、今後の損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社の主要な事業は、関係会社への経営指導及び経営管理であります。当社は、経営指導及び経営管理業務を履行する義務を負っており、当該経営指導料にかかる履行義務は、契約期間に応じて収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において独立掲記しておりました「特別損失」の「子会社株式評価損」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より「関係会社株式評価損」に科目名を変更しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する投融資の評価

関係会社株式に係る評価損は、対象会社の財政状態が著しく悪化した場合に、実質価額が将来の利益計画等により回収可能性が裏付けられる場合を除き、貸借対照表価額を相当額減額し、当該金額を関係会社株式評価損として計上しております。

また、関係会社への貸付金の評価は、対象会社の財政状態および経営成績の状況を勘案し、回収可能性を判断した上で、回収可能性が見込めない場合に貸倒引当金を計上しております。

これらの利益計画等は、過去の実績推移、外部環境や内部環境を加味するなど、一定の仮定を置いており、その仮定には不確実性が伴っております。これらの見積りに基づき、計算書類に計上した金額は以下のとおりです。

短期貸付金	719,351千円
貸倒引当金	387,120千円
関係会社株式	522,597千円
関係会社株式評価損	234,228千円
貸倒引当金繰入額	115,095千円

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	912千円
土地	254,767千円
投資不動産	59,386千円
計	315,066千円

なお、上記資産に対して極度額386,000千円の根抵当権を設定しております。

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	20,410千円
長期借入金	168,230千円
計	188,640千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	106千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	744,996千円
短期金銭債務	154千円

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	215,781千円
売上高	211,200千円
販売費及び一般管理費	4,581千円
営業取引以外による取引高	18,012千円
受取利息	8,003千円
雑収入	7,460千円
貸倒損失	2,548千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	当 期 増 加 株 式 数	当 期 減 少 株 式 数	当 期 末 株 式 数
普 通 株 式	2,231	—	—	2,231

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	1,715千円
貸倒引当金	121,826千円
関係会社株式評価損	283,052千円
繰越欠損金	260,496千円
その他	73,551千円
繰延税金資産小計	740,642千円
評価性引当額	740,642千円
繰延税金資産合計	—千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため、注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」が創設されることになりました。

これに伴い、2026年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	アサヒ衛陶株式会社	所有 直接100%	資金の貸付（注1） 経営管理 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 売上高	265,021 155,507 174,000	短期貸付金 売掛金	265,021 15,950
子会社	V I N A A S A H I CO., LTD.	所有 直接100%	資金の貸付（注1） 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	226,105 217,753	短期貸付金	273,229
子会社	株式会社 アサヒ ノーブル ガス （注4）	所有 直接100%	資金の貸付（注1） 経営管理 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 売上高	31,100 18,100 600	短期貸付金 売掛金	31,100 3,300
子会社	アサヒ ニノス 株式会社	所有 直接51.8%	資金の貸付（注1） 経営管理 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 売上高	30,000 90,000 2,400	短期貸付金	30,000
子会社	アサヒ エレベ ン ション 株式会 社	所有 直接100%	経営管理	売上高	10,800	売掛金	990
子会社	フラグ シップ 株式会 社	所有 直接100%	経営管理	売上高	7,200	売掛金	660
子会社	山本窯 業 化 株式会 社	所有 直接100%	資金の貸付（注1） 経営管理 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 売上高	141,000 48,000 15,600	短期貸付金 売掛金	120,000 2,860
子会社	株式会 社アサ ヒピュ アケミ	所有 直接34.0%	経営管理 役員の兼任	売上高	600	売掛金	330

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）1. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

2. 売上高は、経営管理の負担度合等を勘案して決定しております。

3. 子会社への貸倒懸念債権（短期貸付金）に対し、387,120千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において115,095千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

4. 株式会社アサヒホームテクノは、2025年11月4日付で株式会社アサヒノーブルガスに商号変更しております。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

164円97銭

(2) 1株当たり当期純損失

56円06銭

14. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第三者割当による新株式の発行

第三者割当による新株式の発行については、「連結注記表 13. 重要な後発事象に関する注記(1) 第三者割当による新株式の発行」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(2) 新株予約権の行使

新株予約権の行使については、「連結注記表 13. 重要な後発事象に関する注記(2) 新株予約権の行使」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

15. その他の注記

追加情報

第1回無担保普通社債（少人数私募）の発行

第1回無担保普通社債（少人数私募）の発行については、「連結注記表 14. その他の注記追加情報」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

ASAHI EITOホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ASAHI EITOホールディングス株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ASAHI EITOホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度においても国内外の事業ともに収益の回復が遅れており、十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2025年11月21日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式の発行に関して払込を受けており、また、2025年11月21日開催の取締役会において決議し2025年12月8日に発行した第12回新株予約権につき、一部行使されている。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

ASAHI EITOホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ASAHI EITOホールディングス株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度においても国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2025年11月21日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式の発行に関して払込を受けており、また、2025年11月21日開催の取締役会において決議し2025年12月8日に発行した第12回新株予約権につき、一部行使されている。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去す

るための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月26日

ASAHI EITOホールディングス株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 三 村 淳 司 ㊞

監 査 等 委 員 米 津 航 ㊞

監 査 等 委 員 棟 朝 英 美 ㊞

(注) 監査等委員三村淳司及び米津航並びに棟朝英美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

新規事業の開始並びに将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能とするため、現行定款第2条（目的）及び第6条（発行可能株式総数）の変更を行うとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理すること及びこれらに関連又は附帯する一切の事業を営むことを目的とする。 1. ～29. (条文省略) 30. 各種金融商品の運用、投資、売買、保有、企画、開発、販売及び管理。 (新 設) (新 設) (新 設) 31. 各種企画、アドバイザー及びコンサルティング事業。 32. 経営上必要な事業への投融資、債務保証。 33. 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託。 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,800万株</u>とする。	（目 的） 第2条 (現行どおり) 1. ～29. (現行どおり) 30. <u>有価証券等各種金融商品の運用、投資、売買、保有、企画、開発、販売及び管理。</u> 31. <u>暗号資産の新規発行、取得、保有、売買、運用、管理及び決済サービスの導入。</u> 32. <u>デジタル資産に関する企画、制作、販売、流通、決済システムの構築、運用、管理及びプラットフォーム運営。</u> 33. <u>ブロックチェーン技術等を用いたシステムの企画、開発、提供、保守及びトークンの発行。</u> 34. (現行どおり) 35. (現行どおり) 36. (現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,700万株</u>とする。

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題であると認識しております。今後、剰余金の配当（復配）や株主優待等の株主還元策を早期に実施・継続していくための原資をさらに充実させるとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図ることを目的として、下記の内容の資本金の額及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式数にも変更はございませんので、1株あたり純資産額に変更を生じるものではありません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

当社は、2025年11月期において2,623,156,932円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。

つきましては、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の一部を取り崩してその他資本剰余金に振り替え、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の全額を取り崩してその他資本剰余金に振り替えます。

また、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の額を減少させて繰越利益剰余金を増加させ、損失の処理に充てるとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期に復配できる体制を確保するため、ご承認をお願いするものであります。

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金2,553,874,782円から1,472,532,857円を取り崩してその他資本剰余金に振替えたいと存じます。

これにより、減少後の資本金の額は、1,081,341,925円となります。

(2) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金1,150,624,075円全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。これにより、減少後の資本準備金の額は、0円となります。

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えることにより欠損填補を行うものであります。これにより、振り替え後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,623,156,932円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,623,156,932円

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日

2026年4月3日（予定）

第3号議案 大規模買付ルール（買収防衛策）の継続の件

当社は、2023年1月24日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主価値を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）において定義されるものをいいます。）として、当社株式の大規模買付ルール（以下「現行ルール」といいます。）を導入することを決定し、2023年2月27日開催の当社第72回定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただきました。

今般、現行ルールが2026年2月26日開催の第75回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって終了することを受け、2026年1月26日開催の取締役会において、同意なき買収を含む昨今の社会・経済情勢の変化、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」及び近時の裁判例の動向等を踏まえて検討した結果、現行ルールを継続する（以下、現行ルールを継続したものを「本ルール」といいます。）ことを決定いたしました。但し、現行ルールの継続は、本定時株主総会において、株主の皆様の承認を得られることを条件として発効することとし、有効期間は2029年2月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。現行ルールの継続に際して、本ルールの基本的な内容は現行ルールと同一であります。

また、上記取締役会決議日現在、当社株式の大規模買付けに関する打診及び申し入れは一切ございません。

本議案は、本ルールについて株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本ルールの骨子は下記のとおりであります。

Ⅰ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。他方、当社も上場企業として当社株式の自由な売買を認める以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由ではありますが、下記Ⅱ.に記載する当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者に

よって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様にご判断いただくためには、株主の皆様に必要な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者（下記Ⅲ．２．（１）①に定義されます。以下同じ）の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

Ⅱ．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

１．当社の創業目的と経営理念

当社は、江戸時代享保年間に創業した屋根瓦製造販売業の流れを汲む衛生陶器メーカーとして、長年に亘り衛生機器事業及び洗面機器事業関連商品を社会に供給してまいりました。当社は、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

２．当社の企業価値の源泉及び企業価値向上への取組みについて

以上のように、当社グループは基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新たな事業を展開する事業多様化戦略の下で収益拡大を目指して参ります。その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」を創設し、各グループ企業の協力体制の元、2024年10月から「リフォーム・リノベーション事業」を開始しました。

また、ホームセンター等における太陽光・蓄電池設備の催事営業を本格的に開

始し、徐々に契約件数も増加しております。住環境設備以外では新たに希ガス事業も開始し、販路拡大を目指して取り組んでおります。

コスト面におきましても削減を図るべく、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めており、収益改善に取り組んでおります。

以上のとおり、当社は事業多様化の方針を策定し、それらの実現と安定した収益基盤の構築のために、2025年12月8日を割当日とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、新株式発行による資金調達を実施するとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定であり、スピーディーな企業価値の向上を目論んでおります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「社会に役立つ企業づくり」を経営理念とし、企業経営活動の維持向上の指針として「労使の信頼」、「品質の向上」、「商品の開発」、「収益の確保」を掲げ、これらを経営上の最も重要な課題として位置付けております。

当社は、従来からコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えておりましたので、監査等委員会設置会社へ移行することにより、社外取締役による客観的・中立な立場からの経営の監視・監督によって取締役会の経営監督機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが可能であると判断し、2016年2月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。なお、コーポレート・ガバナンス体制の充実等については、顧問弁護士などの専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を採っております。

①取締役会

取締役会は、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定をするとともに、業務の執行を監督する機関として位置付け、毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催しております。

②監査等委員会

監査等委員会は毎月1回定期的に開催し、社外監査等委員3名にて監査に関する重要事項について協議・決裁をするとともに、監査等委員は取締役会及びその他重要な会議への参加・発言を行い、各部門・各拠点を訪問して質問・視察及び意見交換等を実施することで、取締役の業務執行を監視しております。

③内部監査室

内部監査室は専任者1名を配置し、監査等委員との協力関係の下、年間計画を立てて必要な内部監査を実施しております。

④執行役員会

経営環境に機動的に対応するため、業務運営上の重要課題を審議する取締役、執行役員及び取締役が必要と認めた者により構成される執行役員会議を毎月定期的に開催しております。

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書(<https://www.asahieito-holdings.co.jp/case-category/ir4/>)をご参照ください。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本ルール目的

当社は、上記Ⅰ. のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社の歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角

的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等（下記2.（1）①に定義されます。以下同じ）に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2.（1）⑤に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、現行ルール継続が必要であるとの結論に達しました。現行ルール継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいふまでもありません。そのため、当社といたしましては、本ルールは本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本定時株主総会終結時に効力が発生するものとし、本定時株主総会において、現行ルール継続につき株主の皆様のご意思を確認させていただくものです。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において、現行ルール継続に関する承認議案を付議し、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを決定しました。なお、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、現行ルールは本定時株主総会終結の時をもって効力を失うこととなります。なお、2025年11月30日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為等の兆候があるとの認識はございません。

2. 本ルールの内容

本ルールは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本ルールに係る手続

① 対象となる大規模買付行為等

本ルールは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本ルールに定められる手続に従わなければならないものとしします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りします。）

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくと共に、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

(ニ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

(ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i) (ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規

模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたらと当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたらと当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下、「ファンド等」といいます。）の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の詳細（沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）

- (ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為等の完了後の当社株式等の保有方針並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びデイスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (v) 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的内容を含みます。）
- (vi) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要

- (vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社株式等の保有状況、当社株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
- (viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- (xi) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xiii) 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑤(ii)に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- (xiv) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

- (xv) 大規模買付行為等の完了後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xvi) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付行為等は、本ルールに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとしします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に

評価・検討し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本ルールでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保するための機関として独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本ルールの導入当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙3のとおりです。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が本ルールに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本ルールに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後 5 営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 大規模買付者が本ルールに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本ルールに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。ただし、本ルールに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ル)までに掲げる事由（これらに該当する者を、以下、総称して「濫用的買収者」といいます。）により、当該買付け等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合

(ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合

- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ホ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合
- (ヘ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式等の売却を強要する虞がある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合
- (ト) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (チ) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合
- (リ) 大規模買付者が支配権を取得する場合における当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

(ヌ)大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(ル)その他(イ)から(ヌ)までに準じる場合で、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反する虞がある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様问到べく、下記の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦株主意思の確認手続き

大規模買付者が本ルールに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本ルールによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。また、大規模買付者が本ルールに規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当社グループ

の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。これらの場合には、大規模買付行為等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとし、ます。当該株主総会において本ルールによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本ルールによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本ルールによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本ルールによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本ルールに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含み当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(2) 本ルールにおける対抗措置の具体的内容

当社が本ルールに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本ルールに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件、又は(ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定

の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本ルールの有効期間、廃止及び変更

本ルールの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本ルールの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本ルールの変更または廃止の決議がなされた場合には、本ルールは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本ルールの廃止の決議がなされた場合には、本ルールはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本ルールを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本ルールの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本ルールが廃止され又は本ルールの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3. 本ルールの合理性

本ルールは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の趣旨並びに東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日、及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス

ス・コード」の「原則１－５．いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(１)企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本ルールは、上記１．に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(２)事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された現行ルールの継続について本定時株主総会において議案としてお諮りするものです。また、上記２．(３)に記載したとおり、本ルールは、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本ルールの変更または廃止の決議がなされた場合には、本ルールも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。さらに、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本ルールの廃止の決議がなされた場合には、本ルールはその時点で廃止されるものとしています。加えて、大規模買付者が本ルールに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしています。従いまして、本ルールの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(３)必要性・相当性確保の原則

①独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記２．に記載のとおり、本ルールに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。また、独立委員会の判断が当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保す

るために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしています。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本ルール of 透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

②合理的な客観的発動要件の設定

本ルールは、上記2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.（3）に記載のとおり、本ルールは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年です。監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本ルールはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、当社では、監査等委員である取締役以外の取締役の解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

（1）本ルールによる買収防衛策の継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本ルールによる買収防衛策の継続に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本ルールによる買収防衛策の継続が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えること

はありません。

なお、上記2.(1)に記載のとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者と

なるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自 己 株 式 を 除 く。）の総数に 対する所有株式 数の割合（％）
GLOBAL SEMICONDUCTOR SPECIAL GAS LIMITED	SUITE 2701-08, 27/F., SHUI ON CENTRE, NOS. 6-8 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG	952,000	14.55
瀬戸口 正章	北九州市小倉北区	367,550	5.62
楽天証券株式会社 共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	207,800	3.18
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	UNITED CTR 11/F, QUEENSWAY 95, ADMIRALTY, HONGKONG	183,700	2.81
株式会社ワブ	東京都港区芝大門1丁目3-10 コスモタワービル7F	173,500	2.65
SCBHK AC-CHINA GALAXY INTERNATIONAL SECURITIES (HONG KONG) CO., LIMITED-CLIENT ACCOUNT	20/F, WING ON CENTRE, 111 CONNAUGHT ROAD CENTRAL, HONG KONG	141,800	2.17
星野 和也	大阪市都島区	135,600	2.07
上田八木短資株式 会社	大阪市中央区高麗橋2丁目4番2号	125,200	1.91
金井 和彦	東京都港区	122,000	1.86
江田 尚之	東京都足立区	115,000	1.76
計	—	2,524,150	38.58

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本ルールに係る対抗措置の発動の是非
 - (2)本ルールに係る対抗措置発動の停止
 - (3)本ルールの廃止及び変更
 - (4)その他本ルールに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

氏名 (生年月日)	略歴
いし だ たく と 石 田 卓 遠 (1981年 9 月13日生)	2009年12月 弁護士登録 フェアネス法律事務所入所 2017年12月 米国カリフォルニア州弁護士登録 2020年 4 月 ジェノア法律事務所参画 2021年 1 月 SheepMedical株式会社 社外監査役（現任） 2025年 3 月 センテニアル法律事務所開設 代表社員（現任） （重要な兼職の状況） センテニアル法律事務所 代表社員弁護士 SheepMedical株式会社 社外監査役
み たに ゆう すけ 味 谷 祐 介 (1982年 8 月31日生)	2008年12月 有限責任あずさ監査法人 入所 2011年11月 公認会計士登録 2016年 3 月 税理士登録 2017年 9 月 MAソリューション株式会社設立 代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） MAソリューション株式会社 代表取締役
むね とも ひで み 棟 朝 英 美 (1959年12月30日生)	1983年 4 月 大阪国税局 採用 2013年 7 月 大阪国税局 今津税務署長 2019年 7 月 同 旭税務署長 2020年 7 月 退官 2020年 8 月 税理士登録 2020年 9 月 棟朝英美税理士事務所 代表（現任） 2022年 2 月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2023年 6 月 アサヒ衛陶株式会社 監査役（現任） （重要な兼職の状況） アサヒ衛陶株式会社 監査役 棟朝英美税理士事務所 代表

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、

当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあります。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制効率化のため1名を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会として指摘すべき事項がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	ほし の かず や 星 野 和 也 (1980年12月5日生)	2005年3月 セブンスター貿易株式会社 創業 2007年5月 同社 代表取締役（現任） 2011年2月 eightloop株式会社 取締役（現任） 2021年11月 当社代表取締役会長 2022年1月 株式会社アサヒホームテクノ（現：株式 会社アサヒノーブルガス） 取締役 2022年1月 当社代表取締役会長兼社長 2023年6月 当社代表取締役会長兼社長グループ CEO（現任） 2023年10月 枚方パートナーシップス株式会社 代表 取締役（現任） 2025年11月 株式会社アサヒノーブルガス 代表取締 役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アサヒノーブルガス 代表取締役 セブンスター貿易株式会社 代表取締役 eightloop株式会社 取締役 枚方パートナーシップス株式会社 代表取締役	135,600株
【選任の理由】 星野和也氏は、当社の代表取締役会長兼社長グループCEOとして、住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへの転換を図るべく、事業の多様化を推進しました。 当社のアジアパシフィック地域における事業展開、異業種間のパートナーシップ構築には、強いリーダーシップが不可欠であり、引き続き、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
2	う え の や す し 上 野 泰 志 (1968年2月3日生)	1992年7月 当社入社 2009年12月 当社大阪支店長 2010年12月 当社執行役員西日本営業部長 2011年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼海外事業担当 2011年7月 VINA ASAHI Co.,Ltd. 代表取締役（現任） 2011年12月 当社執行役員国際事業室長兼営業本部副本部長 2012年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 2013年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長兼東日本営業部統括部長 2014年12月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 2015年2月 当社取締役・営業本部長 2016年12月 当社取締役・営業本部長兼西日本営業部長 2017年12月 当社取締役・営業本部副本部長兼新規事業部長 2019年12月 当社取締役・海外事業部長 2021年11月 当社執行役員・海外事業部長 2023年6月 アサヒ衛陶株式会社 取締役 2023年8月 山本窯業化工株式会社 代表取締役（現任） 2023年12月 アサヒ衛陶株式会社 取締役専務執行役員・海外事業部長 2024年2月 当社取締役（現任） 2024年2月 アサヒ衛陶株式会社 取締役専務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） アサヒ衛陶株式会社 取締役専務執行役員 VINA ASAHI Co.,Ltd. 代表取締役 山本窯業化工株式会社 代表取締役	9,799株
	【選任の理由】 上野泰志氏は、主に営業部門で豊富な経験を有し、営業全般に関する高い見識と実績を有しております。ベトナムおよび国内での住宅設備関連事業の拡大とグループ企業価値向上のために必要な人材と判断し、引き続き、同氏を取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	なり た ゆたか 成 田 豊 (1982年1月28日生)	2007年7月 有限会社華越 入社 2010年6月 ブルーシー貿易株式会社 入社 2012年8月 リベラルファイン株式会社 入社 2017年3月 同社 代表取締役(現任) 2021年11月 当社取締役(現任) 2022年4月 アサヒニノス株式会社 代表取締役 2025年7月 同社 取締役(現任) 2025年11月 株式会社アサヒピュアケミ 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) アサヒニノス株式会社 取締役 株式会社アサヒピュアケミ 代表取締役 リベラルファイン株式会社 代表取締役	22,600株
	【選任の理由】 成田豊氏は、貿易会社の経営者であり、東南アジア、中国、香港、台湾等のビジネスにおいて幅広い知識・経験を有していることから、当社の取扱商品の海外販路開拓等において、大いなる貢献が期待できると考え、引き続き、同氏を取締役候補者としたしました。		
4	た なか たけ ゆき 田 中 威 之 (1980年8月6日生)	2004年4月 株式会社長谷工コーポレーション 入社 2012年9月 有限会社さかの館(現：株式会社京織) 入社 2013年6月 株式会社快縁 代表取締役(現任) 2014年8月 アンジュ株式会社 専務取締役 2016年7月 株式会社京織 常務取締役 2021年11月 当社執行役員 2022年2月 当社取締役(現任) 2023年4月 株式会社京織 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社快縁 代表取締役 株式会社京織 代表取締役	100,000株
	【選任の理由】 田中威之氏は、小売業および卸売業界における豊富な知識・経験を活かし、複数の企業における経営実績を有しております。また、建築業・不動産業界における知識・経験から、住宅関連の商品開発および販売に関するノウハウ等も有しております。同氏の経営実績やノウハウは、当社の今後の取り組みに対する大いなる貢献が期待できると考え、引き続き、同氏を取締役候補者としたしました。		

3

2007年7月	有限会社華越	入社
2010年6月	ブルーシー貿易株式会社	入社
2012年8月	リベラルファイン株式会社	入社
2017年3月	同社	代表取締役(現任)
2021年11月	当社	取締役(現任)
2022年4月	アサヒニノス株式会社	代表取締役
2025年7月	同社	取締役(現任)
2025年11月	株式会社アサヒピュアケミ	代表取締役 (現任)

22,600株

(重要な兼職の状況)

アサヒニノス株式会社 取締役
株式会社アサヒピュアケミ 代表取締役
リベラルファイン株式会社 代表取締役

【選任の理由】
成田豊氏は、貿易会社の経営者であり、東南アジア、中国、香港、台湾等のビジネスにおいて幅広い知識・経験を有していることから、当社の取扱商品の海外販路開拓等において、大いなる貢献が期待できると考え、引き続き、同氏を取締役候補者としたしました。

4

2004年4月	株式会社長谷工コーポレーション	入社
2012年9月	有限会社さかの館(現：株式会社京織)	入社
2013年6月	株式会社快縁	代表取締役(現任)
2014年8月	アンジュ株式会社	専務取締役
2016年7月	株式会社京織	常務取締役
2021年11月	当社	執行役員
2022年2月	当社	取締役(現任)
2023年4月	株式会社京織	代表取締役(現任)

100,000株

(重要な兼職の状況)

株式会社快縁	代表取締役
株式会社京織	代表取締役

【選任の理由】
田中威之氏は、小売業および卸売業界における豊富な知識・経験を活かし、複数の企業における経営実績を有しております。また、建築業・不動産業界における知識・経験から、住宅関連の商品開発および販売に関するノウハウ等も有しております。同氏の経営実績やノウハウは、当社の今後の取り組みに対する大いなる貢献が期待できると考え、引き続き、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
5	き ひん こん 紀 斌 昆 (1964年8月15日生) (Ji BinKun)	1996年4月 株式会社ヨーク 輸入販売業務 責任者 1997年6月 住友商事株式会社 北京 輸出入業務 北京エリア代表 2005年5月 北京優信馳技術有限公司 執行役員 (現任) 2006年4月 北京新農基国際貿易有限公司 総経理 (現任) 2013年10月 保定市芯越新材料科技有限公司 監査 (現任) 2015年7月 天津緑菱芯越電子材料有限公司 顧問 2016年9月 北京環宇芯隆気体科技有限公司 顧問 2017年2月 浙江西亜特特種気体有限公司 ゼネラ ルマネージャー (現任) 2024年7月 株式会社アサヒピュアケミ 代表取締 役 (現任) 2025年2月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アサヒピュアケミ 代表取締役	一株
【選任の理由】 紀斌昆氏は、30年以上にわたり輸出入業務やサプライチェーン構築、技術サービスなど多岐にわたる分野で経験を積み、特に化学製品および特殊ガス産業で顕著な成果を上げてきました。また、国際ビジネスにおける深い知見と人脈を築いています。 多数の企業で経営に携わり、組織管理能力や戦略的思考力に優れており、当社の国際的な事業展開において重要な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き、同氏を取締役候補者といたしました。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	むね とも ひで み 棟 朝 英 美 (1959年12月30日生)	1983年4月 大阪国税局 採用 2013年7月 大阪国税局 今津税務署長 2019年7月 同 旭税務署長 2020年7月 退官 2020年8月 税理士登録 2020年9月 棟朝英美税理士事務所 代表(現任) 2022年2月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 アサヒ衛陶株式会社 監査役(現任) (重要な兼職の状況) アサヒ衛陶株式会社 監査役 棟朝英美税理士事務所 代表	一株
【選任理由及び期待される役割】 棟朝英美氏は、長年国税局や税務署などでの税務行政に携わってきた豊富な経験・実績を有しております。主に税務および会計の専門家の観点から、当社の適切な監督および経営の健全性確保に貢献することを期待できるため、直接会社経営に関与された経験はございませんが、引き続き同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
2	み たに ゆう すけ 味 谷 祐 介 (1982年8月31日生)	2008年12月 有限責任あずさ監査法人 入所 2011年11月 公認会計士登録 2016年3月 税理士登録 2017年9月 MAソリューション株式会社設立 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) MAソリューション株式会社 代表取締役	一株
【選任理由及び期待される役割】 味谷祐介氏は、公認会計士として多くの企業のコンサルティング、M&A関連業務、決算・内部管理体制構築支援などに携わってきた豊富な経験や実績を有しております。その経験等を活かして当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献することを期待できることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	はな ふさ ひろ し 花 房 裕 志 (1983年11月29日生)	2010年12月 弁護士登録 弁護士法人淀屋橋・山上合同 入所 2015年12月 はりま中央法律事務所開設 2016年 4 月 京都大学法科大学院非常勤講師 2020年 2 月 株式会社白バラドライ 監査役（現任） 2021年11月 弁護士法人レクシード設立 代表社員（現任） 2022年 4 月 地方独立行政法人加古川市民病院機構 評価委員（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人レクシード 代表社員 株式会社白バラドライ 監査役 地方独立行政法人加古川市民病院機構 評価委員	一株
【選任理由及び期待される役割】 花房裕志氏は、長年に亘る弁護士としての職歴を通じた豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しております。その経験等を活かし、主に法令遵守に関して、当社の適切な監督および経営の健全性確保に貢献することを期待できることから、直接会社経営に関与された経験はございませんが、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 棟朝英美氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
3. 棟朝英美氏、味谷祐介氏および花房裕志氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、棟朝英美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、味谷祐介氏および花房裕志氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、棟朝英美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 味谷祐介氏および花房裕志氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
みや さき ただ お 宮 崎 忠 雄 (1964年11月 6 日生)	1986年1月 行政書士試験 合格 1986年11月 社会保険労務士試験 合格 1987年8月 社会保険労務士登録・開業 1994年7月 行政書士登録・開業 2019年12月 海事代理士試験合格 2020年2月 海事代理士登録・開業 宮崎海 事・行政・労務事務所(現任)	一株
【選任理由及び期待される役割】 宮崎忠雄氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、行政書士や社会保険労務士として多くの企業に携わってきた豊富な経験や実績を有しており、職務を適切に追行できるものと判断しております。監査等委員である取締役に就任した場合、その経験等を活かして当社の経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。		

- (注) 1. 宮崎忠雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、宮崎忠雄氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 宮崎忠雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

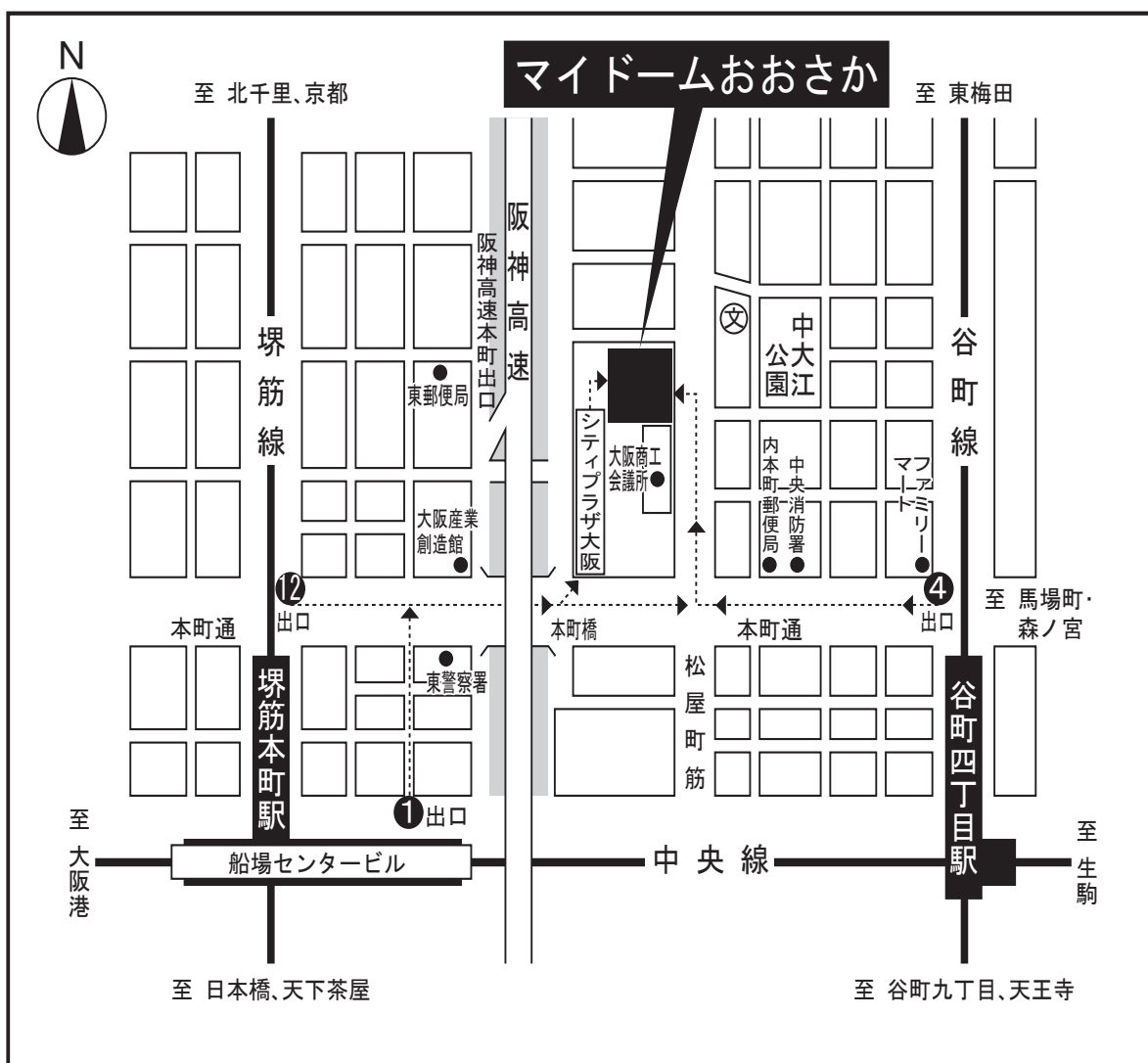
ASAHI EITO ホールディングス 株式会社

大阪市中央区本町橋 2 番 5 号

マイドームおおさか 8 階 第 6 会議室

TEL 06-6947-4321

(会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。)



交通のご案内

- ・地下鉄堺筋線、中央線「堺筋本町」駅の①⑫番出口から徒歩約 7 分
- ・地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅の④番出口から徒歩約 7 分

お願い

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。